

滋賀県食品安全監視センター所有機器等貸出規定

(目的)

第1条 この規定は、食品安全監視センターが管理し、自主衛生管理の方法を定めるために必要なデータの収集および従事者に対する衛生教育に使用する機器等の無償貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 貸出対象者は、食品安全監視センターが所管する施設および県内の保健所から貸出の要請があった施設の営業者等であって食品安全監視センター窓口で貸出および返却ができる者(以下、「利用者」という。)とする。

(貸出台数)

第3条 貸出数は、1回につき1台とする。ただし、食品安全監視センターが特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(手続き)

第4条 貸出を希望する利用者は、利用申請書(様式1)により、利用日の1週間前までに食品安全監視センターに申請しなければならない。

2 食品安全監視センターは、申請書の内容を審査し、適当と認める時は、貸出を許可するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、利用日の前日から1週間とする。ただし、食品安全監視センターが特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(目的外利用の禁止等)

第6条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、または、その権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(利用の制限)

第7条 食品安全監視センターは、第4条の許可に当たり、次の各号の一つに該当する場合は、貸出を許可しないものとする。

- (1) 食品安全監視センターの事業に支障があるとき。
- (2) 営利を目的とするものまたはこれに類するものの利用に供するとき。
- (3) 危険または棄損のおそれがあるとき。
- (4) 食品安全監視センターが、適切でないとは判断したとき。

(利用者の責任)

第8条 利用者は、利用上の事故について一切の責任を負わなければならない。

- 2 貸出期間中の貸出機器等の維持管理は、利用者の責任において行わなければならない。
- 3 貸出機器等を破損し、汚損し、または紛失したときは、利用者の負担において原形に復し、または現品をもって弁償しなければならない。ただし、食品安全監視センターが特別の事情があると認めるときは、この限りではない。
- 4 貸出機器等の使用に必要な消耗品は、利用者の負担において準備しなければならない。

(返却)

第9条 利用者は、貸出機器等の使用を終了した時は、速やかに利用報告書(様式2)とともに返却し、食品安全監視センターの検査を受けなければならない。

(施行期日)

この規定は、平成25年5月15日から施行する。